

令和4年度 事業報告書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

特定非営利活動法人 非正規労働相談センターひろしま

1 事業の成果

以下の事業を実施し、非正規雇用労働者の支援に係る活動を取り組むことで、外国人労働者を含む非正規労働者の権利を守り、社会的地位向上に寄与した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日 (B) 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
① 電話及びメールによる労働相談事業	ホットライン電話による労働相談活動	(A) 令和4年10月8～9日 (B) 事務所 (C) 12人	(D) 職場で困っている労働者 (E) 8人	33
		(A) 令和4年12月17～18日 (B) 事務所 (C) 11人	(D) 職場で困っている労働者 (E) 3人	33
② 面談による労働相談事業	面談による労働相談活動	(A) 随時 (B) 事務所 (C) 180人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 90人	28
③ 非正規雇用労働者への労働法普及事業	当法人の活動を紹介するリーフレット・最賃チラシの配布活動	(A) 令和4年10月29日 (B) 紙屋町 (C) 7人	(D) 繁華街通行人 (E) 300人	10
	当法人の活動を紹介するリーフレット・最賃チラシの配布活動	(A) 令和5年2月23日 (B) 紙屋町 (C) 10人	(D) 繁華街通行人 (E) 300人	10
④ 非正規雇用労働者への教育・学習事業	機関紙発行	(A) 令和4年7月10日 (B) 事務所 (C) 4人	(D) 会員及び関係機関 (E) 100人	14
		(A) 令和4年10月7日 (B) 事務所 (C) 4人	(D) 会員及び関係機関 (E) 100人	14
		(A) 令和5年1月21日 (B) 事務所 (C) 4人	(D) 会員及び関係機関 (E) 100人	14
		(A) 令和4年3月24日 (B) 事務所 (C) 4人	(D) 会員及び関係機関 (E) 100人	14

	学習会	(A) 令和4年6月25日 (B) 広島市総合福祉センター (C) 4人	(D) 会員 (E) 9人	15
		(A) 令和4年3月24日 (B) 東区民文化センター (C) 4人	(D) 会員 (E) 11人	30
⑤労働法などに係るパンフレット等の出版事業	当該年度は実施しなかった			
⑥意見交換会・交流会	当該年度は実施しなかった			

⑦その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	ブラジル人労働者の支援活動	(A) 令和4年5月19日 (B) 出雲市 (C) 2人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 5人	22
		(A) 令和4年5月20日 (B) 出雲市 (C) 2人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 17人	75
		(A) 令和4年6月29日 (B) 出雲市 (C) 2人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 7人	59
		(A) 令和4年6月30日 (B) 出雲市 (C) 2人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 7人	59
		(A) 令和4年7月30日 (B) 出雲市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 14人	19
		(A) 令和4年7月31日 (B) 出雲市 (C) 2人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 9人	14
		(A) 令和4年8月15日 (B) 出雲市 (C) 2人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 8人	13
		(A) 令和4年8月16日 (B) 出雲市 (C) 2人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 12人	20
		(A) 令和4年8月28日 (B) 出雲市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 19人	33
		(A) 令和4年9月16日 (B) 太田市・出雲市 (C) 2人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 9人	32

⑦その他、この法人の目的を達成するために必要な事業		(A) 令和4年9月17日 (B) 出雲市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 13人	48
	外国人技能実習生等の支援活動	(A) 令和4年4月1日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 2人	7
		(A) 令和4年4月3日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	10
		(A) 令和4年4月9日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	10
	外国人技能実習生等の支援活動	(A) 令和4年4月11日 (B) 広島市 (C) 14人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 2人	7
		(A) 令和4年4月23日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 2人	10
		(A) 令和4年4月25日 (B) 岡山県 (C) 2人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	18
		(A) 令和4年4月30日 (B) 岡山県 (C) 3人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	24
		(A) 令和4年5月1日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	24
		(A) 令和4年5月2日 (B) 広島市 (C) 2人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 2人	12
		(A) 令和4年5月11日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 2人	22
		(A) 令和4年5月13日 (B) 東京都 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	38
		(A) 令和4年5月21日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 2人	21
		(A) 令和4年5月23日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 2人	8
		(A) 令和4年5月23日 (B) 松山市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	14

⑦その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	外国人技能実習生の支援活動	(A) 令和4年5月24日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 2人	7
		(A) 令和4年5月27日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 2人	7
		(A) 令和4年5月31日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	3 8
		(A) 令和4年6月10日 (B) 松山市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	2 3
		(A) 令和4年6月19日 (B) 呉市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	9
		(A) 令和4年6月20日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 2人	7
		(A) 令和4年6月28日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	4
		(A) 令和4年6月31日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	3 6
		(A) 令和4年7月7日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 2人	1 2
		(A) 令和4年7月8日 (B) 東広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	5
		(A) 令和4年7月19日 (B) 東広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	3
		(A) 令和4年7月21日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 2人	7
		(A) 令和4年7月28日 (B) 岡山市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	1 4

⑦その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	外国人技能実習生等の支援活動	(A) 令和4年7月31日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	37
		(A) 令和4年8月1日 (B) 三原市 (C) 2人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	7
		(A) 令和4年8月10日 (B) 広島市 (C) 2人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	17
		(A) 令和4年8月13日 (B) 広島市 (C) 2人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	7
		(A) 令和4年8月18日 (B) 岡山市 (C) 2人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	14
		(A) 令和4年8月30日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	37
		(A) 令和4年8月30日～31日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	23
		(A) 令和4年9月7日 (B) 三原市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	8
		(A) 令和4年9月12日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 2人	5
		(A) 令和4年9月14日 (B) 東京都 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	36
		(A) 令和4年9月14日 (B) 呉市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 1人	3
		(A) 令和4年9月16日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を抱える労働者 (E) 2人	4

		(A) 令和4年9月30日 (B) 広島市 (C) 1人	(D) 労働問題を 抱える労働者 (E) 1人	36
--	--	------------------------------------	-------------------------------	----

合計金額 1,240千円

2) その他の事業

事業名	事業内容	(D) 当該事業の実施日 (E) 実施場所 (F) 従事者の人数	事業費の金額 (単位：千円)
物品販売事業	当該年度は実施しなかった		

令和4年度 活動計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 非正規労働相談センターひろしま
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費		112,000	
2. 受取寄付金		39,500	
3. 受取助成金		1,080,000	
4. その他収益		60,001	
経常収益計			1,291,501
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
活動費	514,202		
広告宣伝費	0		
会議費	47,424		
講演会費	20,000		
旅費交通費	356,442		
通信運搬費	144,656		
地代家賃	40,000		
懇親会費	0		
事務用品費	117,843		
その他経費計	1,240,567		
事業費計		1,240,567	
2. 管理費			
(1)人件費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
総会費用	17,220		
旅費交通費	0		
地代家賃	20,000		
雑費、消耗品費	0		
減価償却費	57,750		
その他経費計	94,970		
管理費計		94,970	
経常費用計			1,335,537
当期経常増減額			-44,036
III 経常外収益			
1.固定資産売却益		0	
2.過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
III 経常外費用			
1.固定資産売却損		0	
2.過年度損益修正損		△231,000	
経常外費用計			△231,000
当期正味財産増減額			186,964
前期繰越正味財産額			83,748
次期繰越正味財産額			270,712

令和4年度 貸借対照表

令和5年年3月31日現在

特定非営利活動法人 非正規労働相談センターひろしま

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	97,462		
流動資産計		97,462	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	173,250		
固定資産合計		173,250	
資産合計			270,712
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産額		83,748	
当期正味財産増減額		186,964	
正味財産合計			270,712
負債及び正味財産計			270,712

財務諸表の注記

令和5年3月31日現在
特定非営利活動法人 非正規労働相談センターひろしま

1.重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20一部改正NPO法人会計基準協議会)によっています。

2.固定資産の増減の内訳

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計	期末帳簿価額
有形固定資産	231,000	0	0	231,000	57,750	173,250
什器備品						

3.借入金の増減の内訳

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
短期借入金	320,000	0	320,000	0
合計	320,000	0	320,000	0

令和4年度 財産目録

令和5年年3月31日現在

特定非営利活動法人 非正規労働相談センターひろしま

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	68,322		
広島銀行普通預金	29,140		
流動資産合計		97,462	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	173,250		
固定資産合計		173,250	
資産合計			270,712
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			270,712